

学校法人 三幸学園 寄附行為

学校法人 三幸学園 寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、学校法人三幸学園という。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を東京都文京区本郷三丁目23番16号に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行い、社会に有益な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の掲げる学校を設置する。

1. 東京未来大学

こども心理学部 こども心理学科

こども心理学部 こども心理学科 通信教育課程

モチベーション行動科学部 モチベーション行動科学科

モチベーション行動科学部 モチベーション行動科学科 通信教育課程

2. 小田原短期大学

食物栄養学科

保育学科

保育学科 通信教育課程

3. 飛鳥未来高等学校

通信制（単位制）課程 普通科

4. 飛鳥未来きずな高等学校

通信制（単位制）課程 普通科

5. 支援学校 仙台みらい高等学園

本科

専攻科

6. 東京みらい中学校

7. 東京医療秘書福祉&IT専門学校

商業実務専門課程

介護福祉専門課程

歯科助手専門課程

8. 名古屋医療秘書福祉& I T 専門学校
 商業実務専門課程
 教育・社会福祉専門課程
9. 仙台医療秘書福祉& I T 専門学校
 商業実務専門課程
 教育・社会福祉専門課程
10. 福岡医療秘書福祉専門学校
 商業実務専門課程
 教育・社会福祉専門課程
11. 札幌医療秘書福祉専門学校
 商業実務専門課程
 教育・社会福祉専門課程
12. 大阪医療秘書福祉& I T 専門学校
 医療秘書専門課程
 介護福祉専門課程
 商業実務専門課程
13. 横浜医療秘書専門学校
 商業実務専門課程
 医療専門課程
14. 大阪リゾート&スポーツ専門学校
 社会体育専門課程
15. 福岡リゾート&スポーツ専門学校
 社会体育専門課程
16. 仙台リゾート&スポーツ専門学校
 文化教養専門課程
17. 名古屋リゾート&スポーツ専門学校
 文化教養専門課程
18. 東京リゾート&スポーツ専門学校
 社会体育専門課程
19. 東京ビューティーアート専門学校
 衛生専門課程
20. 福岡ビューティーアート専門学校
 衛生専門課程
21. 札幌ビューティーアート専門学校
 衛生専門課程
22. 名古屋ビューティーアート専門学校
 衛生専門課程

23. 仙台ビューティーアート専門学校
衛生専門課程
24. 大阪ビューティーアート専門学校
衛生専門課程
25. 横浜リゾート&スポーツ専門学校
文化教養専門課程
26. 横浜ビューティー＆ブライダル専門学校
衛生専門課程
文化教養専門課程
27. 札幌スポーツ＆メディカル専門学校
文化教養専門課程
医療専門課程
28. 東京こども専門学校
教育・社会福祉専門課程
29. 大阪こども専門学校
教育・社会福祉専門課程
30. 横浜こども専門学校
教育・社会福祉専門課程
31. 札幌こども専門学校
教育・社会福祉専門課程
32. 札幌ブライダル＆ホテル観光専門学校
商業実務専門課程
衛生専門課程
33. 千葉医療秘書＆IT専門学校
商業実務専門課程
34. 千葉リゾート&スポーツ専門学校
文化教養専門課程
35. 千葉ビューティー＆ブライダル専門学校
衛生専門課程
36. 東京スイーツ＆カフェ専門学校
衛生専門課程
37. 広島医療秘書こども専門学校
商業実務専門課程
教育・社会福祉専門課程
38. 広島リゾート&スポーツ専門学校
文化教養専門課程
39. 広島ビューティー＆ブライダル専門学校
衛生専門課程

40. 大宮医療秘書専門学校
商業実務専門課程
41. 大宮ビューティー＆ブライダル専門学校
衛生専門課程
42. 大宮スイーツ＆カフェ専門学校
衛生専門課程
43. 東京ウェディング＆ブライダル専門学校
商業実務専門課程
44. 横浜スイーツ＆カフェ専門学校
衛生専門課程
45. 仙台こども専門学校
教育社会福祉専門課程
46. 仙台ウェディング＆ブライダル専門学校
商業実務専門課程
47. 仙台スイーツ＆カフェ専門学校
衛生専門課程
48. 大阪ウェディング＆ブライダル専門学校
文化教養専門課程
49. 辻学園調理・製菓専門学校
調理師専門課程
高度調理技術専門課程
製菓衛生師専門課程
高度製菓衛生師専門課程
文化教養専門課程
50. 辻学園栄養専門学校
栄養士専門課程
51. 札幌スイーツ＆カフェ専門学校
衛生専門課程
52. 福岡こども専門学校
教育・社会福祉専門課程
53. 大宮こども専門学校
教育・社会福祉専門課程
54. 名古屋こども専門学校
教育・社会福祉専門課程
55. 名古屋ウェディング＆ブライダル専門学校
商業実務専門課程
衛生専門課程

56. 福岡ウェディング&ブライダル専門学校
商業実務専門課程
57. 東京未来大学福祉保育専門学校
教育・社会福祉専門課程
58. 名古屋スイーツ&カフェ専門学校
衛生専門課程
59. 名古屋辻学園調理専門学校
衛生専門課程
60. 千葉こども専門学校
教育・社会福祉専門課程
61. 神戸元町医療秘書専門学校
商業実務専門課程
62. 神戸元町こども専門学校
教育・社会福祉専門課程
63. 東京立川こども専門学校
商業実務専門課程
教育・社会福祉専門課程
64. 東京墨田看護専門学校
看護専門課程
65. 沖縄こども専門学校
教育・社会福祉専門課程
66. 沖縄ブライダルアンドホテル観光専門学校
商業実務専門課程
67. 東京ビューティー&ブライダル専門学校
衛生専門課程
商業実務専門課程
68. 沖縄リゾート&スポーツ専門学校
文化教養専門課程
69. 沖縄ビューティー&ブライダル専門学校
衛生専門課程
70. SANKO日本語学校綾瀬
日本語教育課程
71. 東京みらいA I & I T専門学校
商業実務専門課程

(付随事業)

第5条 この法人は、この法人が掲げる教育研究事業に付随する事業として、次に掲げる保育所を設置する。

1. ぽけっとランドあびこ保育園
2. ぽけっとランド深大寺保育園
3. ぽけっとランド江戸川台駅前保育園
4. ぽけっとランド明石町保育園
5. ぽけっとランド南千住瑞光保育園
6. ぽけっとランド西蒲田保育園
7. ぽけっとランド市ヶ谷保育園
8. 東京こども保育園
9. ぽけっとランド浅草橋保育園
10. ぽけっとランド赤羽保育園
11. 仙台こども保育園
12. ぽけっとランド立川保育園
13. 千葉こども保育園
14. 沖縄こども保育園
15. キッズ大陸 mini 辻堂園
16. 札幌こども保育園
17. 広島こども保育園
18. ぽけっとランド西東京保育園
19. ぽけっとランド亀有保育園
20. ぽけっとランドさぎのみや保育園
21. ぽけっとランド仙川保育園
22. ぽけっとランド本郷保育園
23. 名古屋こども保育園

(収益事業)

第6条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

1. 児童福祉事業
 - (1) 東京都認証保育所事業
 - ① ぽけっとランド雷門
 - ② ぽけっとランド入谷
 - ③ ぽけっとランド王子
 - ④ ぽけっとランド南千住
 - ⑤ ぽけっとランド北赤羽
 - ⑥ ぽけっとランドひばりヶ丘
 - ⑦ ぽけっとランド信濃町
 - ⑧ ぽけっとランド千住曙町
 - ⑨ ぽけっとランド浅草タワー

- ⑩ ぽけっとランド中野坂上
- ⑪ ぽけっとランド南沢
- ⑫ ぽけっとランド国領
- ⑬ ぽけっとランド船堀
- ⑭ ぽけっとランドパークタワー豊洲
- ⑮ ぽけっとランド綾瀬

(2) スポーツ教育コミュニティ事業

- ① キッズ大陸さいたま与野園
- ② キッズ大陸フロンタウン生田園
- ③ キッズ大陸しょうなん辻堂園
- ④ キッズ大陸あだち北千住園

2. 不動産賃貸業・管理業

3. 小田原市子育て支援センターの指定管理者としての請負業

4. その他の教育、学習支援業

- (1) SANKO日本語学校東京
- (2) 三幸学園エクステンションセンター
- (3) 飛鳥未来フリースクール

第3章 役員及び理事会

(役員)

第7条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 9人～11人
- (2) 監 事 3人～ 4人

2. 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第8条 理事は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 東京未来大学の学長
- (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 6人～7人
- (3) 学識経験者（学長又は評議員である者を除く）のうちから理事会において選任した者 2人～3人

2. 前項第1号及び第2号に規定する理事は、学長又は評議員の職を退いたときは理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第9条 監事は、この法人の理事、職員（校長、教員その他の職員を含む。以下同じ）、又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、

評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(親族関係者などの制限)

第10条 この法人の理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他特別の関係がある者が1人をこえて含まれることになつてはならない。

2. この法人の監事には、この法人の理事の配偶者若しくは三親等以内の親族その他特別の関係がある者が含まれることになつてはならない。
3. この法人の監事は、相互に配偶者若しくは三親等以内の親族その他特別の関係がある者であつてはならない。
4. 前条の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員の任期)

第11条 役員（第8条第1項第1号に規定する理事を除く。以下この条において同じ）の任期は、4年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができます。

2. 役員は、再任されることができる。
3. 役員は、任期満了の後でも後任の役員が選任されるまでは、なおその職務（理事長にあつては、その職務を含む）を行う。

(役員の補充)

第12条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえる者が欠けたときは、1ヶ月以内に補充しなければならない。

(役員の解任及び退任)

第13条 役員が次の各号の1に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
 - (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
2. 役員は、次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡
 - (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに

至ったとき。

(理事長の職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第15条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務代理等)

第16条 理事長に事故のあるとき、又は理事長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第17条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行について、毎会計年度、監査報告書を作成し当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (5) 第一号から第三号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した時は、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために必要あるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - (7) この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
2. 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
 3. 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

- 第18条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。
2. 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
 3. 理事会は、理事長が招集する。
 4. 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
 5. 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所、日時及び会議に付議すべき事項を、書面又は電磁的記録により通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
 6. 前号の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。
 7. 理事会に議長をおき、理事長をもってこれにあてる。
 8. 理事長が第4項の規定により招集をしない場合には、招集を要請した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
 9. 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
 10. 理事会は、この寄附行為に特別の定めのある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
ただし、第13項規定により除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
 11. 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
 12. 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為の別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決する所による。
 13. 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

- 第19条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(理事会の議事録)

- 第20条 理事会の議長は、理事会の開催の場所、日時、議決事項その他必要な事項について、議事録を作成しなければならない。
2. 議事録は、議長及び互選された出席理事2名が署名又は記名押印し、つねにこれを事務所にそなえておかなければならない。

3. 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第21条 この法人に評議員会をおく。

2. 評議員会は、25人～27人の評議員をもって組織する。
3. 評議員会は、理事長が招集する。
4. 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
5. 評議員会を招集するときは、各評議員に対して、会議開催の場所、日時及び会議に付議すべき事項を、書面又は電磁的記録により通知しなければならない。
6. 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
7. 評議員会に議長をおき、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
8. 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
9. 前項の場合において、議決しようとする特定事項について、書面によりあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
10. 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
11. 議長は、評議員として議決に加わることができない。
12. 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第22条 第20条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「出席理事」とあるのは、「出席評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第23条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(1) 予算及び事業計画

- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）及び基本財産の処分ならびに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 収益事業に関する重要事項
- (10) 寄附金品の募集に関する事項
- (11) 学則の制定及び変更
- (12) その他、この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認め
る事項

(評議員会の意見具申等)

第24条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産及び収支の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第25条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で、理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 16人～18人
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25才以上の者のうちから理事会において選任した者 2人
- (3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 7人

2. 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員職を失うものとする。

(準用)

第26条 第10条第1項、第13条の規定は、評議員について準用する。

(任期)

第27条 評議員の任期は4年とする。ただし補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができます。

2. 評議員は再任されることがある。

(評議員の解任及び退任)

第28条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の三分の二以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があつたとき
2. 評議員は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡

第5章 資産及び会計

(資産)

第29条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産及び収益事業用財産とする。

- 2. 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産とする。
- 3. 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産で前項以外の財産をいう。
- 4. 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
- 5. 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産又は収益事業用財産に編入するものとする。

(基本財産の処分の制限)

第31条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事総数の三分の二以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第32条 基本財産及び運用財産の積立金は、確実な有価証券を購入、又は確実な銀行・郵便局等に信託若しくは預託して、理事長が保管する。

(経費の支弁)

第33条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産ならびに運用資産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第34条 この法人の会計は学校法人会計基準により行う。

2. この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第35条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において、出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならぬ。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2. この法人の事業に関する中期的な計画は、5年ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担、又は権利の放棄)

第36条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において、出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）についても同様とする。

(決算及び実績の報告)

第37条 この法人の決算は、毎会計年度終了後二月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2. 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3. 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第38条 この法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2. この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及

び寄附行為を各事務所に備えておき、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3. 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第39条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

第40条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第41条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、毎会計年度終了後三月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第42条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第43条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2. 前項第1号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認可を、同項

第2号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認定を受けなければならぬ。

(合併)

第44条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第45条 この法人が解散（合併又は破産によって解散した場合を除く）した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第46条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2. 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

第47条 この法人は、第38条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿をつねに事務所に備えておかなければならぬ。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他この法人及び設置する学校の運営に必要な書類及び帳簿

(法定手続の励行)

第48条 この法人（設置する学校を含む）を管理するについて、法令の定めるところにより行うことの必要な申請・届けその他の手続きは、事案あるごとにすみやかにこれを行わなければならない。

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、学校法人三幸学園の掲示板に掲示して行う。

(施行細則)

第50条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及び設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

1. この寄附行為は昭和60年4月1日から施行する。
2. 第25条第1項第2号に規定する評議員の選任について、同号の規定中「この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25才以上の者のうちから」とあるのは、当該学校の卒業生が年齢25才に達するまでの間、「この法人の設置する学校の在籍生の父兄で、年齢25才以上の者のうちから」とよみかえるものとする。
3. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事（理事長）	鳥居	秀光
理 事	鳥居	富美江
理 事	関口	孝雄
理 事	上原	隆夫
理 事	小林	秀行
理 事	中込	世雄
理 事	秋家	利勝
監 事	久住	伸
監 事	中島	昇

4. この法人の組織変更時の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	鳥居	秀光
理 事	鳥居	富美江
理 事	篠原	陽子
理 事	伊藤	新一
理 事	古田土	満
理 事	昼間	一彦
理 事	野崎	幸治
理 事	早崎	祐治
理 事	小林	秀行
理 事	多湖	輝
理 事	細田	英明
監 事	佐藤	公輝
監 事	佐々木	修

附　　則

1. この寄附行為は昭和 61 年 3 月 31 日から施行する。

附　　則

1. この寄附行為は昭和 62 年 3 月 24 日（認可のあった日）から施行する。

附　　則

1. この寄附行為は昭和 62 年 12 月 24 日（認可のあった日）から施行する。

附　　則

1. この寄附行為は平成元年 3 月 25 日（認可のあった日）から施行する。

附　　則

1. この寄附行為は平成元年 1 月 13 日（認可のあった日）から施行する。

附　　則

1. この寄附行為は平成 2 年 2 月 26 日（認可のあった日）から施行する。

附　　則

1. この寄附行為は平成 4 年 3 月 31 日（認可のあった日）から施行する。

附　　則

1. この寄附行為は平成 7 年 3 月 31 日（認可のあった日）から施行する。

附　　則

1. この寄附行為は平成 8 年 3 月 29 日（認可のあった日）から施行する。

附　　則

1. この寄附行為は平成 9 年 3 月 31 日（認可のあった日）から施行する。

附　　則

この寄附行為は平成 10 年 3 月 31 日（認可のあった日）から施行する。

附　　則

この寄附行為は平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則

1. この寄附行為は平成 12 年 4 月 1 日（認可のあった日）から施行する。

附 則

この寄附行為は平成14年4月 1日 から施行する。

附 則

この寄附行為は平成15年4月 1日 から施行する。

附 則

1. この寄附行為は平成16年4月 1日 から施行する。

附 則

この寄附行為は平成16年8月 1日 から施行する。

附 則

この寄附行為は平成17年4月 1日 から施行する。

附 則

この寄附行為は平成18年4月 1日 から施行する。

附 則

この寄附行為は平成19年4月 1日 から施行する。

附 則

1. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成18年11月30日)から施行する。

附 則

1. 平成19年3月30日文部科学大臣の認可のこの寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

平成19年3月31日理事会承認（東京幼稚教育専門学校の名称変更）のこの寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成20年2月29日)から施行する。

附 則

1. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成20年5月28日)から施行する。

附 則

1. 平成21年1月9日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1. 平成21年1月22日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1. 平成21年3月24日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1. 平成21年3月31日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1. 平成21年10月23日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1. 平成21年12月10日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成23年2月21日）から施行する。ただし、第6条第1項第2号については、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1. 平成23年3月30日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1. 平成23年9月7日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1. 平成23年10月31日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1. 平成24年3月15日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1. 平成24年3月27日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1. この寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成24年5月11日)から施行する。

附 則

1. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成24年5月14日)から施行する。

附 則

1. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成24年9月10日)から施行する。

附 則

1. 平成24年10月19日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1. 平成24年12月7日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。

附　　則

1. 平成25年3月22日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。

附　　則

1. 平成25年3月28日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。

附　　則

1. この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成25年3月29日）から施行する。

附　　則

1. この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成25年4月22日）から施行する。

附　　則

1. 平成25年9月30日文部科学大臣認可のこの寄付行為は平成25年10月1日から施行する。

附　　則

1. 平成25年10月29日文部科学大臣認可のこの寄付行為は平成25年12月1日から施行する。

附　　則

1. 平成25年11月20日文部科学大臣認可のこの寄付行為は平成26年4月1日から施行する。

附　　則

1. 平成26年3月11日文部科学大臣認可のこの寄付行為は平成26年4月1日から施行する。

附　　則

1. 平成26年3月17日文部科学大臣認可のこの寄付行為は平成26年4月1日から施行する。

附　　則

1. 平成26年3月31日文部科学大臣認可のこの寄付行為は平成26年4月1

日から施行する。

附 則

1. この寄附行為は平成26年4月1日から施行する。

附 則

1. 平成26年10月28日文部科学大臣認可のこの寄付行為は平成27年4月1日から施行する。

附 則

1. 平成27年3月5日文部科学大臣認可のこの寄付行為は平成27年4月1日から施行する。

附 則

1. 平成27年3月30日文部科学大臣認可のこの寄附行為は平成27年4月1日から施行する。

附 則

1. 平成28年1月28日文部科学大臣認可のこの寄附行為は平成28年4月1日から施行する。

附 則

1. 平成28年3月7日文部科学大臣認可のこの寄附行為は平成28年4月1日から施行する。

附　　則

1. 平成28年3月14日文部科学大臣認可のこの寄附行為は平成28年4月1日から施行する。

附　　則

1. 平成28年3月14日文部科学大臣認可のこの寄附行為は平成28年4月1日から施行する。

附　　則

1. 平成28年3月22日文部科学大臣認可のこの寄附行為は平成28年4月1日から施行する。

附　　則

1. 平成28年3月28日文部科学大臣認可のこの寄附行為は平成28年4月1日から施行する。

附　　則

1. 平成28年3月28日文部科学大臣認可のこの寄附行為は平成28年4月1日から施行する。

附　　則

1. 平成28年3月29日文部科学大臣認可のこの寄附行為は平成28年4月1日から施行する。

附　　則

1. 平成28年3月31日文部科学大臣認可のこの寄附行為は平成28年4月1日から施行する。

附　　則

1. この寄附行為は平成28年4月1日から施行する。

附　　則

1. この寄附行為は平成28年4月1日から施行する。

附　　則

1. 平成28年10月3日文部科学大臣認可のこの寄附行為は平成29年4月1日から施行する。

附　　則

1. 平成28年11月16日文部科学大臣認可のこの寄附行為は平成29年4月1日から施行する。

附　　則

1. 平成28年12月16日文部科学大臣認可のこの寄附行為は平成29年4月1日から施行する。

附　　則

1. 平成28年12月27日文部科学大臣認可のこの寄附行為は平成29年4月1日から施行する。

附　　則

1. 平成29年3月22日文部科学大臣認可のこの寄附行為は平成29年4月1日から施行する。

附　　則

1. 平成29年3月22日文部科学大臣認可のこの寄附行為は平成29年4月1日から施行する。

附　　則

1. 平成29年3月22日文部科学大臣認可のこの寄附行為は平成29年4月1日から施行する。

附　　則

1. 平成29年3月29日文部科学大臣認可のこの寄附行為は平成29年4月1日から施行する。

附　　則

1. 平成29年3月31日文部科学大臣認可のこの寄附行為は平成29年4月1日から施行する。

附　　則

1. この寄附行為は平成29年4月1日から施行する。

附　　則

1. この寄附行為は平成29年4月1日から施行する。

附　　則

1. 平成29年6月1日文部科学大臣認可のこの寄附行為は平成29年6月1日から施行する。

附　　則

1. 平成29年10月17日文部科学大臣認可のこの寄附行為は平成30年4月1日から施行する。

附　　則

1. 平成29年10月17日文部科学大臣認可のこの寄附行為は平成30年4月1日から施行する。

附　　則

1. 平成29年12月20日文部科学大臣認可のこの寄附行為は平成30年4月1日から施行する。

附　　則

1. この寄附行為は平成30年4月1日から施行する。

附　　則

1. 平成30年3月28日文部科学大臣認可のこの寄附行為は平成30年4月1日から施行する

附　　則

1. 平成30年3月30日文部科学大臣認可のこの寄附行為は平成30年4月1日から施行する

附　　則

1. 平成30年3月28日文部科学大臣認可のこの寄附行為は文部科学大臣認可の日から施行する。

附　　則

1. 平成30年8月13日文部科学大臣認可のこの寄附行為は文部科学大臣認可の日から施行する。

附　　則

1. この寄附行為は平成31年4月1日から施行する。

附 則

1. この寄附行為は平成31年4月1日から施行する。

附 則

1. この寄附行為は平成31年4月1日から施行する。

附 則

1. 平成31年1月23日文部科学大臣認可のこの寄附行為は文部科学大臣認可の日から施行する。

附 則

1. 令和2年3月23日文部科学大臣認可のこの寄附行為は令和2年4月1日から施行する。

附 則

1. 令和2年3月24日文部科学大臣認可のこの寄附行為は令和2年4月1日から施行する。

附 則

1. 令和2年3月24日文部科学大臣認可のこの寄附行為は令和2年10月1日から施行する。

附 則

1. 令和2年6月19日文部科学大臣認可のこの寄附行為は文部科学大臣認可の日から施行する。

附 則

1. 令和2年11月24日文部科学大臣認可のこの寄附行為は令和3年4月1日から施行する。

附 則

1. 令和3年1月26日文部科学大臣認可のこの寄附行為は令和3年4月1日から施行する。

附 則

1. 令和3年3月3日文部科学大臣認可のこの寄附行為は令和3年4月1日から施行する。

附 則

1. 令和3年3月29日文部科学大臣認可のこの寄附行為は令和3年4月1日から施行する。

附 則

1. この寄附行為は令和3年4月1日から施行する。

附 則

1. 令和4年7月7日文部科学大臣認可のこの寄附行為は文部科学大臣認可の日から施行する。

附 則

1. この寄附行為は令和4年11月14日から施行する。

附 則

1. 令和5年2月3日文部科学大臣認可のこの寄附行為は令和5年4月1日から施行する。

附 則

1. この寄附行為は令和5年4月1日から施行する。

附 則

1. 令和5年3月28日文部科学大臣認可のこの寄附行為は令和5年4月1日から施行する。

附 則

1. 令和5年8月3日文部科学大臣認可のこの寄附行為は令和5年10月1日から施行する。

附 則

1. この寄附行為は令和6年4月1日から施行する。

附 則

1. 令和5年12月18日文部科学大臣認可のこの寄附行為は令和6年4月1日から施行する。

附 則

1. 令和6年2月7日文部科学大臣認可のこの寄附行為は令和6年4月1日から施行する。